

(ヘッジとして有効である部分の金額の特例)

2-3-51 法第61条の6第1項(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)に規定する「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額」(以下この款において「繰延ヘッジ金額」という。)は、令第121条の3第1項(デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうちヘッジとして有効である部分の金額等)の規定に基づきその金額を算定するのであるが、有効性割合がおおむね100分の80から100分の125までとなっていない場合において、法人が、当該繰延ヘッジ金額のうち同条第3項に規定する「直近の有効性判定におけるそのデリバティブ取引等に係る同項に規定する利益額又は損失額(第1項に規定する場合にあつては、その利益額又は損失額から前項に規定する超過差額を控除した金額)」の金額をそのまま法第61条の6第1項第1号に規定する資産又は負債(以下2-3-57において「繰延ヘッジ対象資産等」という。)の譲渡若しくは消滅又は同項第2号に規定する金銭につき受取若しくは支払がある時まで繰り延べ、次回以降の有効性判定を行わないこととしているときは、継続適用を条件としてこれを認める。

(ヘッジ期間の満了による繰延ヘッジ処理の終了)

2-3-52 繰延ヘッジ処理に係るヘッジ期間(規則第27条の8第1項(繰延ヘッジ処理)に規定する「ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする期間」をいう。以下2-3-52において同じ。)が満了した場合には、当該ヘッジ期間満了の日において繰延ヘッジ手段デリバティブ取引等について手舞約定等が成立したものとみなすのであるから留意する。

(注) 確定したヘッジ期間を繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類に記載していない場合には、当該繰延ヘッジ手段デリバティブ取引等の存続期間をヘッジ期間とする。

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(キャッシュ・フローの変動に係る損失の範囲)</u></p> <p><u>2-3-53 法第61条の6第1項第2号《繰延ヘッジ処理によるキャッシュ・フローの変動に係る損失》に規定する損失は、履行確定取引（契約が成立し、当該契約により取引時期、取引物件、取引数量、取引価格等の主要な取引条件が確定しており、かつ、それが実行されることが確定している取引をいう。以下この款において同じ。）又は履行予定取引（契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定数量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その取引の実行の可能性が極めて高い取引をいう。以下この款において同じ。）に伴って生じるおそれのある損失でなければならないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(履行確定取引及び履行予定取引の意義)</u></p> <p><u>2-3-54 2-3-53《キャッシュ・フローの変動に係る損失の範囲》に定める履行確定取引及び履行予定取引については、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 履行確定取引に係る2-3-53に定める内容を有する取引であっても、当該取引に係る契約を解除する場合の対価が全く不要か又は極めて軽微であるものは履行確定取引として取り扱わない。ただし、当該取引が次の(3)のイからハまでに掲げる要件のすべてを満たす場合には、履行予定取引として取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 例えば、貸付金、預金、貯金又は有価証券から生ずる予定の受取利子及び借入金から生ずる予定の支払利子に係る取引も、履行確定取引に該当する。</u></p> <p><u>(3) 履行予定取引とは、その取引の内容が2-3-53に定めるものをいうのであるから、基本的には、以下の要件のすべてを満たすことが必要となる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

イ 当該取引が次のいずれかの取引に該当するものであること。

- ① 過去において同様のものを行った実績のある取引であること。
- ② 実績のない取引であっても、その取引の準備が相当程度進捗しており、事業遂行上必要とされるものであること。
- ③ 確定した他の契約の履行に伴って必要とされる取引であること。

ロ 当該法人にその予定される取引の履行を行うことのできる財政的能力、法律的能力その他当該取引を行うために通常必要とする能力が備わっていること。

ハ 当該取引が記載されている事業計画又はこれに準ずるものが存在すること。

(予定取引が行われた場合の取扱い)

2-3-55 予定取引（履行確定取引又は履行予定取引をいう。以下この款において同じ。）の決済により金銭を受け取ることとなり又は支払うこととなった場合における繰延ヘッジ金額の処理は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次による。

- (1) 当該予定取引が、売上、仕入、利息その他の損益の発生を予定しているものである場合 令第121条の5第1項《繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等》の規定に基づき益金の額又は損金の額に算入する繰延ヘッジ金額は、予定取引に係る損益と同一の科目により処理する。ただし、当該デリバティブ取引等が外国為替の売買相場の変動に伴って発生する損失を減少させるためのものである場合には、為替差損益として計上することができる。
- (2) 当該予定取引が、資産の取得又は負債の発生を予定しているものである場合 その資産又は負債の取得価額に加算し、又は取得価額から減算する。ただし、当該予定取引が、貸付金その他の利付金融資産（利子の支払のあるものに限る。）の取得を予定しているものである場合又は借入金そ

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>他の利付金融負債の発生を予定しているものである場合には、当該金融資産又は金融負債の利子の計算期間の経過に応じ利息の調整勘定として各事業年度の益金の額又は損金の額に算入することができる。</u></p> <p><u>(予定取引の中止が確実となった場合等の繰延ヘッジ処理の不適用)</u></p> <p><u>2-3-56 法第61条の6第1項《繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ》の規定の適用を受けた後に、予定取引が事情変更等により実行されないことが確実となったとき又は解約されたときは、以後、繰延ヘッジ処理の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(包括ヘッジ処理の要件)</u></p> <p><u>2-3-57 法人が、複数の資産又は負債の集合体（以下2-3-59までにおいて「ポートフォリオ」という。）を一の資産又は負債として繰延ヘッジ処理をしている場合において、当該ポートフォリオを一の資産又は負債として取り扱う旨を繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類に記載し、かつ、当該ポートフォリオ構成資産等（ポートフォリオを構成する資産又は負債をいう。以下2-3-59までにおいて同じ。）の個々の資産又は負債が共通のリスク要因（金利の変動、為替相場の変動等の損失を発生させる要因をいう。）による共通の損失の発生の可能性にさらされていることが明らかであるときは、当該ポートフォリオは、一の資産又は負債として繰延ヘッジ対象資産等とすることができる。</u></p> <p><u>(注) 例えば、ポートフォリオ構成資産等の個々の資産又は負債の相場変動等割合（繰延ヘッジ処理の適用を開始した時から当該繰延ヘッジ処理の有効性判定をした時までの相場等の変動の割合をいう。以下2-3-57において同じ。）がポートフォリオ全体の相場変動等割合に対して、おおむね上</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

下10%の範囲内にあるような場合は、「共通の損失の発生の可能性にさらされていること」に該当する。

(包括ヘッジ処理における決済損益額の配分)

2-3-58 法人が、繰延包括ヘッジ処理（ポートフォリオを繰延ヘッジ対象資産等として指定した場合の繰延ヘッジ処理をいう。以下2-3-59までにおいて同じ。）の適用をしている場合において、当該繰延包括ヘッジ処理に係るデリバティブ取引等について手仕舞約定等が成立したときは、繰延ヘッジ処理に係る効果を反映する次に掲げる割合その他合理的な割合に基づき、当該繰延包括ヘッジ処理に係る繰延ヘッジ金額を各ポートフォリオ構成資産等に配分する。

- (1) 繰延包括ヘッジ処理の適用を開始した時における各ポートフォリオ構成資産等の価額をその時のポートフォリオ全体の価額で除した割合
- (2) 繰延包括ヘッジ処理に係るデリバティブ取引等について手仕舞約定等が成立した時における各ポートフォリオ構成資産等の価額をその時のポートフォリオ全体の価額で除した割合
- (3) 繰延包括ヘッジ処理に係るデリバティブ取引等について手仕舞約定等が成立した時における各ポートフォリオ構成資産等の帳簿価額をその時のポートフォリオ全体の帳簿価額で除した割合
- (4) 繰延包括ヘッジ処理の適用を開始した時から当該繰延包括ヘッジ処理に係るデリバティブ取引等について手仕舞約定等が成立した時までの期間における各ポートフォリオ構成資産等に係る価額の変動額を当該期間におけるポートフォリオ全体の価額の変動額で除した割合

(新 設)